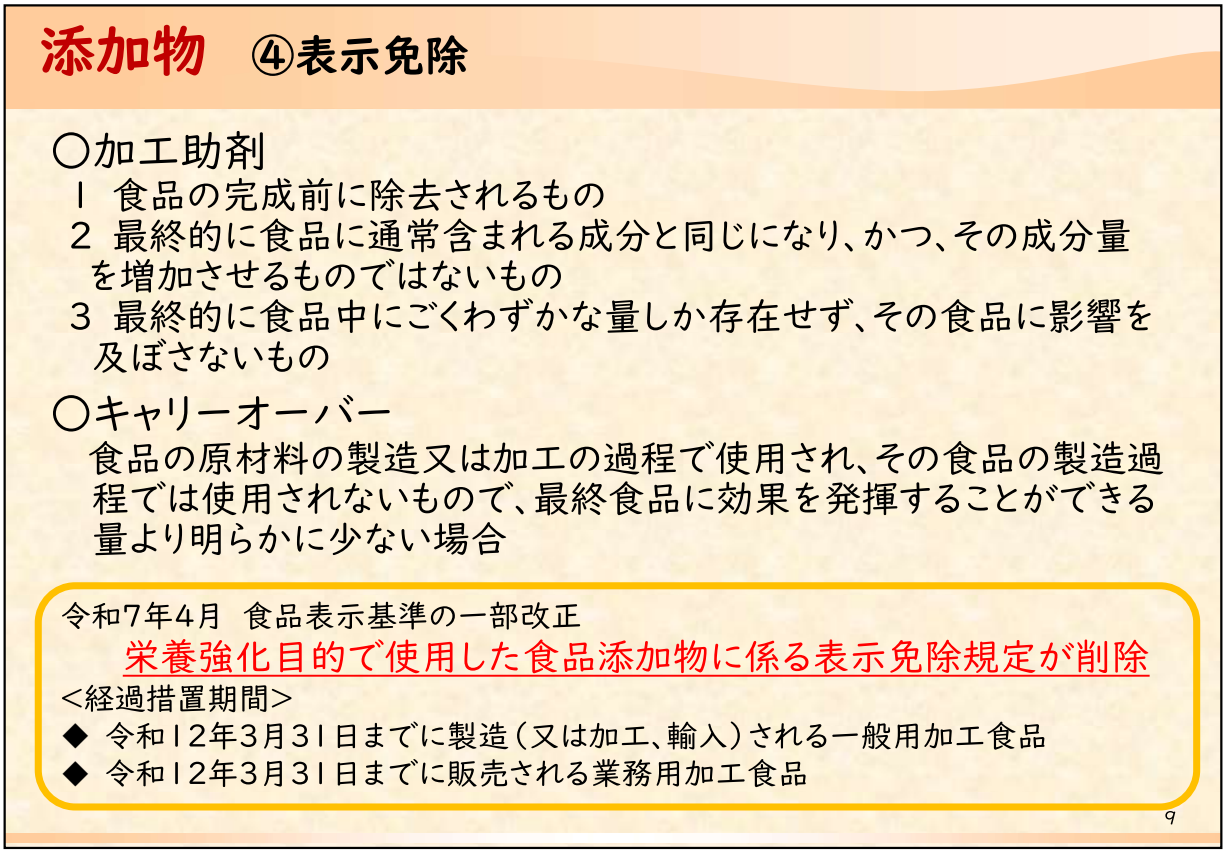


加工助剤、キャリーオーバーの目的で使用される添加物は、添加物表示が免除されます。

まず、加工助剤について説明します。

食品の加工の際に添加されるもので次の3つに該当する場合は、表示が免除されます。

1：食品の完成前に除去されるもの

2：最終的に食品に通常含まれる成分と同じになり、かつ、その成分量を増加させるものではないもの

3：最終的に食品中にごくわずかな量しか存在せず、その食品に影響を及ぼさないもの

続いて、キャリーオーバーについて説明します。

食品の原材料の製造又は加工の過程で使用され、その食品の製造過程では使用されないもので、最終食品に効果を発揮することができる量より明らかに少ない場合は、表示が免除されます。

※添加物を含む原材料が原型のまま存在する場合や、着色料、甘味料等のように、添加物の効果が視覚、味覚等の五感に感知できる場合は、キャリーオーバーにはなりません。

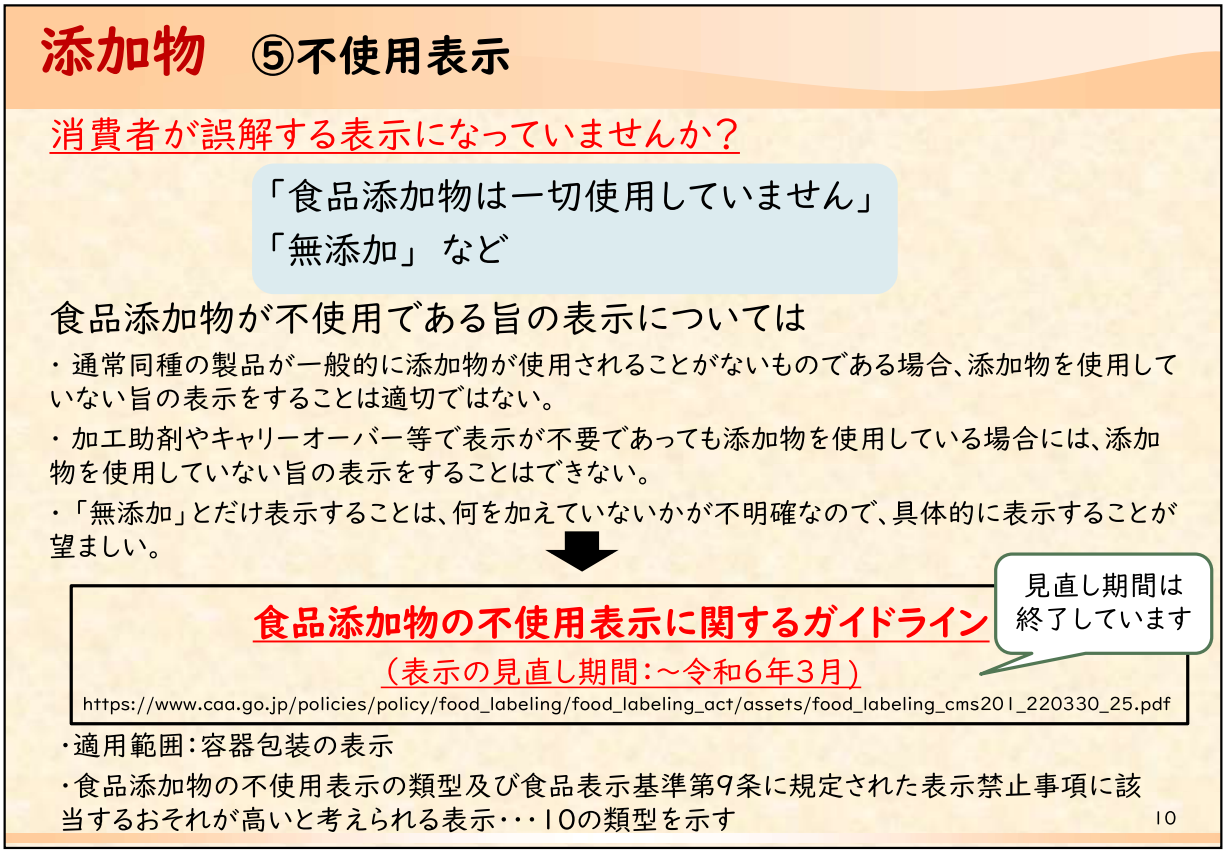
また、添加物の表示を省略した場合でも、当該添加物に由来する特定原材料についてのアレルゲン表示は必要になりますので、注意が必要です。

令和7年4月に食品表示基準が一部改正され

これまで規定されていた、栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除の規程が削除されました。

これに伴い、栄養強化目的で使用された食品添加物については表示が求められることになります。

なお、本制度については経過措置期間が設定されており、決められた期間（令和12年3月31日）までは、一般用加工食品及び業務用加工食品において
改正前の食品表示基準による表示が認められます。



不使用表示について説明します。

「食品添加物は一切使用していません」、「無添加」などと食品添加物が不使用である旨の表示については、消費者に誤認等を与えないように留意して表示する必要があります。

・通常同種の製品が一般的に添加物が使用されることがないものである場合、添加物を使用していない旨の表示をすることは適切ではない。

・加工助剤やキャリーオーバー等で表示が不要であっても添加物を使用している場合には、添加物を使用していない旨の表示をすることはできない。

・「無添加」とだけ表示することは、何を加えていないかが不明確なので、具体的に表示することが望ましい。

食品表示Q&Aにおいて、記載が網羅的でなく、あいまいな内容もあり、説明が尽くされていないという状況を踏まえ、食品表示事項に規定された表示禁止事項にあたるか否かの基準となる本ガイドラインが新たに策定されました。

本ガイドラインが令和4年3月30日に発出されてから、令和6年3月末までは表示の見直し期間とされていましたが、現在は見直し期間は終了しています。

食品添加物の不使用表示：10の類型【類型1～類型3】

類型	類型名	説明（例示）
1	単なる「無添加」の表示	（単に「無添加」と表示） 無添加となる対象が不明確な、単に「無添加」とだけ記載した表示をいう。 何を添加していないのかが不明確であるため、消費者に内容物を誤認させるおそれがある。
2	食品表示基準に 規定されていない用語を 使用した表示	（「人工甘味料不使用」など、人工、合成等の用語を使用した表示） 無添加あるいは不使用と共に、食品表示基準において規定されていない用語を用いる表示をいう。 化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとしているが、人工、合成、化学等の用語と共に不使用、無添加を用いると、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。
3	食品添加物の使用が 法令で認められていない 食品への表示	（清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」と表示） 法令上、当該食品添加物の使用が認められていない食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。 実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

11

食品添加物の不使用表示に関するガイドラインでは、容器包装における表示を作成する当たり、注意すべき食品添加物の不使用表示を10の類型に分けています。

類型の説明と例示について表に示しました。

なお、表に示した例示以外の表示でも、不使用表示については類型に該当する可能性がありますので、注意が必要です。

類型1：単なる「無添加」の表示

無添加となる対象が不明確な、単に「無添加」とだけ記載した表示をいいます。

何を添加していないのかが不明確であるため、消費者に内容物を誤認させるおそれがあります。

類型2：食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

無添加あるいは不使用と共に、食品表示基準において規定されていない用語を用いる表示をいいます。

化学的合成品と天然物に差を設けず、原則として全て表示することとしていますが、人工、合成、化学等の用語と共に「不使用」、「無添加」を用いると、

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

類型3：食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

法令上、当該食品添加物の使用が認められていない食品への「無添加」あるいは「不使用」の表示をいいます。

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

食品添加物の不使用表示：10の類型【類型4～類型5】

類型	類型名	説明（例示）
4	同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示	（日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に、**「保存料不使用」**と表示） 「○○無添加」、「○○不使用」と表示しながら、○○と同一機能、類似機能を有する他の食品添加物を使用している食品への表示をいう。 実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。
5	同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示	（原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、**添加物としての調味料を使用していない**旨を表示） 「○○無添加」、「○○不使用」と表示しながら、○○と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している食品への表示をいう。食品添加物を使用した商品よりも優良又は有利であると誤認させるおそれがある。 不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合は、消費者に内容物を誤認させるおそれがある。

12

類型4：同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

「○○無添加」、「○○不使用」と表示しながら、○○と同一機能、類似機能を有する他の食品添加物を使用している食品への表示をいいます。

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

類型5：同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

「○○無添加」、「○○不使用」と表示しながら、○○と同一機能、類似機能を有する原材料を使用している食品への表示をいいます。

食品添加物を使用した商品よりも優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示しない場合は、消費者に内容物を誤認させるおそれがあります。

食品添加物の不使用表示：10の類型【類型6～類型8】

類型	類型名	説明（例示）
6	健康、安全と 関連付ける表示	（体に良い又は安全であることの理由として「無添加」あるいは「不使用」と表示） 無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付けている表示をいう。 実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。
7	健康、安全以外と 関連付ける表示	（おいしい理由として「無添加」あるいは「不使用」を表示） （商品が変色する可能性の理由として「着色料不使用」を表示） 無添加あるいは不使用を健康や安全以外の用語（おいしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等）と関連付けている表示をいう。 実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。
8	食品添加物の使用が 予期されていない 食品への表示	（同種の製品で一般的に着色料が使用されておらず、かつ、食品元来の色を呈している食品に、「着色料不使用」と表示） 消費者が、通常、当該食品添加物が使用されていることを予期していない食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

13

類型6：健康、安全と関連付ける表示

「無添加」あるいは「不使用」を健康や安全の用語と関連付けている表示をいいます。

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

類型7：健康、安全以外と関連付ける表示

「無添加」あるいは「不使用」を健康や安全以外の用語（おいしさ、賞味期限及び消費期限、食品添加物の用途等）と関連付けている表示をいいます。

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

類型8：食品添加物の使用が予期されていない食品への表示

消費者が、通常、当該食品添加物が使用されていることを予期していない食品への「無添加」あるいは「不使用」の表示をいいます。

実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがあります。

食品添加物の不使用表示：10の類型【類型9～類型10】

類型	類型名	説明（例示）
9	加工助剤、キャリーオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示	（原材料の一部に保存料を使用しながら、最終製品に**「保存料不使用」**と表示） 加工助剤、キャリーオーバーとして食品添加物が使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への無添加あるいは不使用の表示をいう。
10	過度に強調された表示	（商品の多くの箇所に、過剰に目立つ色で、**「○○を使用していない」**旨を記載する） 無添加あるいは不使用の文字等が過度に強調されている表示をいう。 一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いることが、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える場合、内容物を誤認させるおそれがある。

14

類型9：加工助剤、キャリーオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示

加工助剤、キャリーオーバーとして食品添加物が使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への「無添加」あるいは「不使用」の表示をいいます。

類型10：過度に強調された表示

「無添加」あるいは「不使用」の文字等が過度に強調されている表示をいいます。

一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォント、大きさ、色、用語などを用いることが、消費者が一括表示を見る妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与える場合、内容物を誤認させるおそれがあります。